

令和 7 年度県産水産物の販路開拓強化支援業務企画提案募集要領

令和 7 年度県産水産物の販路開拓強化支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第 1 募集事項

1 委託業務名 令和 7 年度県産水産物の販路開拓強化支援業務

2 事業目的

東京電力福島第一原子力発電所による処理水の海洋放出が始まり、一部の国においては日本からの水産物輸入禁止措置が講じられるなど、これまで以上に国内での販路拡大や消費回復が重要となっている。

本業務は、県産水産物について、対象地域でのプロモーション及び現地市場での定着に向けた取組を行い、国内における新たな販路開拓・需要拡大を図るもの。

3 業務内容

別紙「令和 7 年度県産水産物の販路開拓強化支援業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

第 2 事業費（委託上限額）

金 9,434,700 円（うち消費税及び地方消費税額 金 857,700 円）とする。

第 3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第4 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和7年9月8日（月）
質問受付期限	令和7年9月16日（火）午後5時必着
質問への回答	令和7年9月18日（木）予定
企画提案参加申込書提出期限	令和7年9月29日（月）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年10月3日（金）午後5時必着
選定委員会開催	令和7年10月9日（木）予定
選定結果通知	令和7年10月中旬予定
契約締結	令和7年11月上旬予定

第5 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

（1）受付期限 令和7年9月16日（火）午後5時必着

（2）提出方法

指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。提出にあたっては、電子メールの件名に【令和7年度県産水産物の販路開拓強化支援業務企画提案質問事項】と記載すること。なお、電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けないものとする。

（3）提出先

宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

suishihk@pref.miyagi.lg.jp

電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（4）回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和7年9月18日（木）（予定）までに宮城県水産林政部水産業振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

企画提案への参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次のとおり企画提案参加申込書及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出後、企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

（1）参加申込書等の提出

ア 提出期限 令和7年9月29日（月）午後5時必着

イ 提出方法 指定様式（様式第2号）を用いて、電子メールにより提出すること。提出にあたっては、電子メールの件名に【令和7年度県産水産物の販路開拓強化支援業務参加申込】と記載すること。

ウ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班

suishihk@pref.miyagi.lg.jp

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式第2号）（PDF形式）

（イ）企画提案応募に係る宣誓書（様式第3号）（PDF形式）

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和7年10月3日(金) 午後5時必着
- イ 提出方法 任意様式により、電子メールにより提出すること。提出にあたっては、電子メールの件名に【令和7年度県産水産物の販路開拓強化支援業務企画提案】と記載すること。
- ウ 提出先 宮城県水産林政部水産業振興課販路開拓支援班
suishihk@pref.miyagi.lg.jp
- エ 提出書類
 - (ア) 企画提案書(任意様式)
 - ※PDF形式かつA4横版、ページ番号付きとし、内容は、別紙「企画提案書の構成」に準じて作成すること。
 - (イ) 事業経費見積書(任意様式)
 - ※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計の金額を記載すること。
 - (ウ) 業務スケジュール表(任意様式)
 - ※提出書類の容量が10MBを超過する場合は、提出前に水産業振興課販路開拓支援班(電話022-211-2954)へ連絡すること。

3 その他

企画提案書等が提出された場合は、翌開庁日までに受領メールを返信するので、当該メールの受信が確認できない場合は、水産業振興課販路開拓支援班(電話022-211-2954)へ連絡すること。

第6 業務委託候補者の選定

1 選定日時

- (1) 開催日 令和7年10月9日(木)(予定) ※決定後に別途連絡する。
- (2) 場 所 宮城県行政庁舎又はその周辺施設 ※決定後に別途連絡する。
- (3) 企画提案者によるプレゼンテーション
 - ア プレゼンテーションへの出席者は、事業者ごとにそれぞれ3人以内とする。
 - イ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて30分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)とし、県が後日指定する時間割により事業者ごとに個別に行う。
 - ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
 - エ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書等を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

2 業務委託候補者の選定方法

- (1) 県は、企画提案者の中から本業務の業務委託候補者を選定するため、次のとおり選定委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、採点評価・順位付けを行う。

- (2) 審査の結果、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の提案者の中から、各委員が付けた順位の合計が最小の者を業務委託候補者として選定する。
- (3) 順位の合計が最小の者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を決定する。また、企画提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。
- (4) 企画提案者がいない場合又は履行能力なしと判断する場合は再度、公募を実施する。
- (5) 原則として、参加申込者多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーション審査をおこなうものとする。ただし、書類審査のみによる1次選定が難しい場合は、その限りではない。

3 審査内容

評価項目及び評価の視点並びに配点（合計100点）は、次のとおりとする。

- (1) 県産主要水産物の対象地域におけるプロモーションに関する提案（配点60点）

量販店フェア（配点30点）

- ア 訴求効果の高い手法、回数、時期、期間、店舗となっているか。
- イ 当該事業の終了後も、実需者による自立的かつ継続的な販路の構築が見込まれるか。
- ウ 現地人材の育成方法は具体的かつ効果的な方法か。
- エ 販促材は消費者への県産水産物の訴求効果の高い提案か。
- オ 量販店フェア周知の手法は効果的か。

飲食店フェア（配点30点）

- ア 訴求効果の高い手法、回数、時期、期間、店舗、提供メニュー数となっているか。
- イ 販促材は消費者への県産水産物の訴求効果の高い提案か。
- ウ 飲食店フェア周知の手法は効果的か。

- (2) 対象地域への県産水産物の新規取引企業の拡大や新規取扱商品数の増加、その定着に向けて効果的な工夫がなされているか。（配点30点）

- (3) 事業者から提案された独自のプロモーション方策は具体的かつ効果的な提案か。（配点10点）

4 選定結果の発表

選定結果については、後日、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に文書で通知するとともに、プレゼンテーション参加者の名称、評価点数を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点数が特定されないように配慮する。

なお、評価内容・選定結果に関する質問には応じないものとする。

第7 失格事由等

- 1 次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合
- (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

(5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。

(3) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(5) 提出書類の情報開示

提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

(6) 電子契約

この契約は、電子契約を選択することができる。

第9 問い合わせ先

宮城県水産林政部水産業振興課 販路開拓支援班（担当：鈴木）

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022（211）2954

FAX 022（211）2939

電子メール suishihk@pref.miyagi.lg.jp

(別紙)

企画提案書の構成（令和7年度県産水産物の販路開拓強化支援業務）

企画提案書は、次のⅠからⅢまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。また、ページ番号を付すこと。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

（※1～3は、仕様書「5 委託業務の内容」に対する提案とし、各項目の内容については、企画提案募集要領の「第6－3 審査内容－評価項目及び評価の視点」の趣旨に沿って提案内容が具体的に分かるよう記載すること。）

1 県産主要水産物の対象地域におけるプロモーションに関する提案

（1）量販店フェア

- ① 手法、回数、時期、期間、店舗等の設定
- ② 販売を予定する県産水産物及びフェアイメージ
- ③ 現地人材の育成
- ④ 販促材の作成（県産水産物の紹介資料、レシピ資料等）
- ⑤ フェアの周知の手法

（2）飲食店フェア

- ① 手法、回数、時期、期間、店舗等の設定
- ② フェア提供メニューイメージ、単価、販売予想数
- ③ 販促材の作成（ポスター、パンフレット、チラシ、POP等）
- ④ フェア周知の手法

2 対象地域への定着に向けた取組（フェア参加店舗への県産水産物の流通経路の確保、提案など継続取引につながる工夫）

3 独自のプロモーションの提案内容

4 業務スケジュール

5 その他

- ① 本事業を実施するに当たっての実施体制の詳細
- ② 本業務における提案者の強み、類似業務の実績
- ③ そのほかの独自提案（より効果的な手法等）